

平成 29 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 29 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 29 年 11 月 27 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 19 名

(事務局) 4 名

欠席委員 2 名

3. 議案

議案第 11 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (5 件)

議案第 12 号… 農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請書審議について (3 件)

その他

開会 午前 9 時 30 分

(事務局長●●が欠席のため●●出張所●●が代理で開会宣言を行う)

事務局長代理 (●●) 平成 29 年度第 4 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 19 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (13 番 ●●委員 16 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 11 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 12 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 59 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1月24日事務局の●●さん、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第13号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳、●●の手伝い
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●
土地は全部で2筆あり、所在は、

●字●● ●●番	面積	242 m ²
同所同字 ●●番	面積	289 m ²
	合計面積	531 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1月13日に譲受人●●さん、事務局●●さん、私の3名で現地確認をしました。
譲渡人の●●さんは所用があり立会いがありませんでした。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。現状は畑。柑橘を主体としている。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。すでに70アールほどの田畑を耕しているのご家族とともに●●をしながら耕作を続けるそうです。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地周辺は谷川や●●川や花桃が植わった畑とかなので農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第14号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 220 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を11月21日に権利を取得する●●さんの夫の●●さん、事務局●●さんで行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

（2）権利取得者が町外

議案第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で8筆あり、所在は、

●●字●● ●●番 面積 835 m²

同所同字 ●●番● 面積 97 m²

同所同字 ●●番● 面積 57 m²

同所同字 ●●番●	面積 147 m ²
同所同字 ●●番●	面積 67 m ²
同所同字 ●●番	面積 58 m ²
同所字●● ●●番	面積 699 m ²
同所同字 ●●番●	面積 102 m ²
合計面積 2,062 m ²	

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を11月18日に事務局の●●さんと譲受人の●●さんと私で確認しました。

●●さんは2年後帰ってくるそうで現在も90日くらいはこちらに来て草刈りをしているそうです。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、愛媛県●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で3筆あり、所在は、

●●字●● ●●番	面積 437 m ²
同所同字 ●●番●	面積 870 m ²
同所同字 ●●番●	面積 922 m ²
合計面積 2,229 m ²	

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を11月20日に譲受人●●さん、事務局●●さんの3人で行いました。

1. 現地は、畑で農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第12号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請書審議について）

○受付第4号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、高知市●●の●●さん

土地の所在は、仁淀川町●● 面積402㎡中9㎡

地目は、台帳・現況とも畑となっております。

変更後の用途は、携帯電話アンテナ基地局（KDDI）。

変更理由は、携帯電話アンテナ基地局設置の為。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

11月16日に●●さんと一緒に立会いましたが、もうすでにアンテナが立っていました。これは公共性が高いし周囲の方も問題が無かったためです。●●さんは高知市に在住で当日は来ていませんでした。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

○受付第5号

〔事務局●●説明〕

申請者は、高知市●●の●●さん

土地は全部で5筆あり、所在は、

●●字●● ●●番●	面積 990 ㎡
同所同字 ●●番●	面積 1,276 ㎡
同所字●● ●●番●	面積 105 ㎡
同所同字 ●●番●	面積 921 ㎡

同所同字 ●●番●

面積 287 m²

合計面積 3,579 m²

地目は、●●と●● ●●番●が台帳、現況とも田となっており、あとは台帳、現況とも畑となっております。

変更後の用途は、太陽光発電事業。

変更理由は、申請地は、現在将来とも耕作見込みがなく休耕状態が続くことが予想されます。今後耕作放棄地として農地が荒廃していくよりも太陽光発電所として利用するほうが、土地が有効活用することができるうえ、国の自然エネルギー推進にも寄与すると考え、本申請に至りました。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

●●委員が欠席のため、事務局●●が代読。

11月22日に●●さんは所用があって来れなくてお母様に立会いをしていただきました。裏に写真が付いていますが複数年にわたり耕作されていないという確認をし今後も休耕状態が続く見込みだそうです。周辺農地にも悪影響をおよぼさないことも確認いたしました。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

○受付第6号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、仁淀川町●●の●●さん

土地は全部で5筆あり、所在は、

●●字●● ●●番●

面積 222 m²

同所同字 ●●番●

面積 345 m²

同所同字 ●●番●

面積 822 m²

同所同字 ●●番●

面積 461 m²

同所同字 ●●番●

面積 443 m²

合計面積 2,293 m²

地目は、●● ●●番●が台帳、現況とも田となっており、あとは台帳、現況とも畑となっております。

変更後の用途は、太陽光発電事業。

変更理由は、申請地は、現在将来とも耕作見込みがなく休耕状態が続くことが予想されます。今後耕作放棄地として農地が荒廃していくよりも太陽光発電所として利用するほうが、土地が有効活用することができるうえ、国の自然エネルギー推進にも寄与すると考え、本申請に至りました。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

●●委員が欠席のため、事務局●●が代読。

11月22日に●●さんに立会いをしていただきました。

裏に写真が付いていますが複数年にわたり耕作されていないという確認をし、今後も休耕状態が続く見込みだそうです。周辺農地にも悪影響をおよぼさないことも確認いたしました。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

〔事務局〕

農業委員会改正について（候補者評価委員会の実施結果、これからの流れ等）

〔●●委員〕

今回の太陽光発電事業は公共性が高いですか。

〔事務局●●〕

農用地区域内だったので今回はまず除外して転用という流れにしています。申請を出すときに国と四国電力の許可をもらっていないとなりません。

〔●●委員〕

農用地から除外しないで建物を建てたら罰金がありますか。

〔事務局●●〕

始末書を書いたことはあります。

以上で平成29年度第4回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時20分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員